

「高温ガス炉の導入に係る PA 戦略に関する

検討及び策定業務」

仕様書

I. 一般仕様

1. 件名

「高温ガス炉の導入に係る PA 戦略に関する検討及び策定業務」

2. 目的及び概要

本仕様書は、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という）の高温ガス炉プロジェクト推進室の発注作業について記述するものである。

高温ガス炉は優れた安全性を有し、高温熱供給が可能であることから、工業集約地帯（例えば、コンビナート）に導入し、工業地帯へのエネルギー（水素、熱、電気）を供給することで、非電力分野のカーボンニュートラル化に貢献することが期待されている。このような背景を踏まえ、「GX 実現に向けた基本方針（令和 5 年 2 月 10 日閣議決定）」参考資料に 2030 年代の運転開始を目標とする高温ガス炉実証炉開発工程が示された。その後、高温ガス炉実証炉の基本設計を行うと共に将来的には製造・建設を行う中核企業の公募が行われ、三菱重工業株式会社が選定された（2023 年 7 月 25 日）。

一方、原子力機構は、高温ガス炉の研究炉を有する国研として、固有安全性や高温熱供給等の高温ガス炉の特徴を活かした原子炉の新しい用途（例えば、水素製造、熱電併給）の提案等を通じて、高温ガス炉の実用化研究を牽引している。

高温ガス炉実証炉に関しては、事業主体及び建設候補地が白紙である一方で、茨城県が県内への誘致を表明している状況にある。こうした状況を鑑み、将来の実証炉建設に資するため、茨城県をモデルケースとして、実証炉建設におけるパブリック・アクセプタンス（以下「PA」という）に係る総合的な戦略策定を行う。

なお、本仕様書において定める受注者の作業内容には、策定した戦略の実行は含まないものとする。

3. 作業内容

以下の A) ～F) とする。なお、詳細はⅡの技術仕様にて定める。

- A) 高温ガス炉実証炉の建設における PA のターゲットとなり得るステークホルダー候補の整理
- B) A) により整理した各ステークホルダーの性質及びステークホルダー全体の構造把握のための調査設計・実施
- C) B) を踏まえたステークホルダーマップの作成
- D) B) 及び C) を踏まえた PA 戦略の策定
- E) D) の PA 戦略の実行のための調達・選定プロセス案の作成
※受注者が実際の調達行為又は契約相手方の選定を行うものではない。
- F) 報告書の作成

4. 作業実施場所
受注者側実施施設

5. 納期
令和8年12月28日(月)

6. 提出物

6.1. 提出図書

(ア) 報告書 (Microsoft Word 文書)	作業終了後速やかに	2部
(イ) (ア)を格納した電子媒体	作業終了後速やかに	1式
(ウ) 協議・打合せの議事録	協議・打合せ後2週間以内	1式
(エ) 委任先又は中小受託事業者等の承認について	該当する場合は契約後速やかに	1部
(オ) その他原子力機構が必要とする書類・データ		別途協議

6.2. 提出場所

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
高温ガス炉プロジェクト推進室
(原子力機構東京事務所)

6.3. 報告書

報告書はワードプロセッサ (Microsoft Word) 形式、A4サイズを原則とし、図表等はA3サイズの折込も可とする。

7. 検収条件

3で定める作業内容が全て行われ、かつ、6で定める提出物が全て納入され、及びこれらの内容が本仕様書の記載事項に合致していることを原子力機構が確認した時をもって、業務完了とする。

8. 検査員及び監督員

(ア) 検査員 一般検査 管財担当課長
(イ) 監督員 高温ガス炉プロジェクト推進室員

9. 支給物品及び貸与品

なし

10. 機密保持及び個人情報等の取扱い

受注者は、本業務において知り得た情報を適切に管理し、本業務遂行以外の目的で、

受注者及び下請会社を除く第三者への情報の開示及び提供を行ってはならない。また、発注者から提供される技術資料、情報を第三者に提供する必要が発生した場合には、あらかじめ書面による許可を求め、発注者の承認を得ること。

受注者は、本業務の遂行に当たり取得し、又は作成した個人情報、調査協力者に関する情報その他機微な情報に関して、関係法令を遵守し、適正に取得、利用及び管理すること。これらの情報は本業務の遂行に必要な範囲でのみ利用し、漏えい、滅失又は毀損の防止その他必要な安全管理措置を講じること。

また、事故又はそのおそれが生じた場合は、直ちに発注者に報告し、その指示に従うこと。再委託先がある場合には、受注者は当該再委託先に対しても同等の義務を課し、その履行について責任を負うものとする。なお、本業務の終了後、受注者は、発注者の指示に従い、取得した情報を返却、消去又は適切に廃棄すること。

11. グリーン購入法の推進

- ① 本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA機器等）が発生する場合は、これを採用するものとする。
- ② 本仕様に定める提出図書（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

12. 協議

本作業を円滑に遂行するため、発注者と協議・打合せを行うものとする。この協議・打合せの主要な内容は議事録として、協議・打合せ後 2 週間以内に提出すること。また、作業において問題が生じた場合、受注者は遅滞なく原子力機構に報告し、両者の協議により対策を決めることとする。

本仕様書に記載されている事項及び本仕様書に記載のない事項に関して疑義が生じた場合は、原子力機構と協議の上、その決定に従うものとする。

II. 技術仕様

PA 戦略策定に当たっては、実証炉建設に関して茨城県が県内への誘致を表明していることを踏まえ、茨城県内への高温ガス炉実証炉建設をモデルケースとして想定し、PA に係る総合的な戦略の策定及び当該戦略の策定に必要な調査、分析等を行う。

なお、I.12 の定めに従い、II に定める作業を円滑に遂行するため、必要に応じて原子力機構担当者と協議を行う。

A) PA のターゲットとなり得るステークホルダー候補の整理

- 高温ガス炉実証炉建設において、過去の原子力関連施設の建設における前例も参考とし、PA の対象となり得るステークホルダー候補を抽出し、属性、利害関係、影響力等の観点から整理する。なお、ステークホルダー候補には、NPO・市民団体、医療、防災、インフラ関係機関、漁業、農業、観光等に加え、政治（国・県・議会）、アカデミア（研究機関・学会）、メディア、近隣住民等及び発注者と協議の上定める対象を含めることとし、かつ、ステークホルダー候補を一定の粒度をもったカテゴリにて分類・整理する。

B) 各ステークホルダーの性質及びステークホルダー全体構造把握のための調査設計・実施

- 受注者は、ステークホルダー候補の主要団体、関心事項、懸念事項、相互関係、意思決定主体・構造及び影響経路等を把握するため、各ステークホルダーに関する調査方法を設計し、当該調査を行う。なお、調査にはデスクトップ調査と世論意識・実態調査を含める。
- 世論意識・実態調査は定量調査（アンケート方式）に加え、必要に応じて定性調査（インタビュー方式）を行う。なお、調査を行うに当たっては、個人情報保護その他関係法令を遵守し、調査協力者の同意を得た上で行う。また、取得した情報は必要に応じて匿名化する等、適切に管理し、地方公共団体、関係団体その他外部機関への接触、ヒアリング又は照会を行う場合は、事前に原子力機構と協議し、その指示に従う。

➤ 定量調査

調査総母数：1,000～2,000 人

（茨城県内在住の 18 歳以上を対象とし、性別、年齢階級及び地域別の人口構成について、公的統計に基づき、これを勘案した標本配分を行う。なお、割当てに当たっては、職業・所属等の属性に基づく層化設計を行い、主要な対象群（例：医療、漁業、観光、産業団地企業、住民等）ごとの推定・分析に必要な基礎を確保する。）

設問数：25 程度

（質問内容の案は事前に原子力機構の確認を受けるものとし、設問設計に当たっては中立性及び回答者負担に配慮する。）

➤ 定性調査

調査対象人数：10～20人

(対象者の選定に当たっては、主要なステークホルダー属性に偏りが生じないよう配慮する。)

インタビュー回答時間：30分～1時間

(質問内容の案は事前に原子力機構の確認を受けるものとし、設問設計に当たっては中立性及び回答者負担に配慮する。)

C) ステークホルダーとその立ち位置・関係性及び優先度を明確化したステークホルダーマップの作成

- Bの調査結果を踏まえ、Aで整理したステークホルダーに関して、影響力、関心度、懸念事項、相互関係、意思決定への影響経路及び対応優先度等を可視化したステークホルダーマップを作成する。ステークホルダーマップは、一覧表及び図表に加え、意思決定経路図、相互影響を可視化したネットワーク図(中心性等の指標を注記)及び影響点(合意形成上の鍵人物・鍵機関)に係る調査結果の概要を含めて作成すること。相互関係及び影響関係を可視化した図表形式でも作成する。また、具体的には少なくとも以下の項目を含める。

- 属性
- 関心事項
- 懸念事項
- 相互関係
- 意思決定構造・経路
- 接触優先順位
- 推奨コミュニケーション手段
- 想定論点

D) PA戦略の策定

- B及びCを踏まえ、PA戦略を策定する。戦略には少なくとも以下を含める。なお、KPIは、上位目的からセグメント別KPI及び先行指標へ展開したKPIツリーとして設計し、指標定義及び測定タイミングを整理した図表を併せて提示する。
- PA戦略の基本方針及び目標
- ステークホルダー別の対応方針、論点並びに目標
- 影響度、重要度及び緊急度に基づくステークホルダー別の優先度マトリクス並びに、現時点で誰に対して、なぜ、どの程度の対応を行うかの整理
- GX基本方針における実証炉のロードマップを踏まえたPA活動・目標設定に係る複数フェーズ設定及び各フェーズにおける判断基準等を含むフェーズゲート
- フェーズ×ステークホルダー別具体的施策、KPI及び潜在リスク
- 具体的施策実施のスケジュール及びRACI

➤ リスクコミュニケーション及び突発的なネガティブ事象発生時の対応方針

E) 戦略の実行のための調達・選定プロセス案の作成

- Dで策定したPA戦略における具体的施策の実行に必要な外部委託先の業務類型を整理し、想定されるベンダーの要件、業務範囲、評価項目、選定基準、選定手順等を含む調達・選定プロセス案を作成する。また、実行に必要な費用に関して、施策区分ごとに前提条件を明示した上で概算を行う。なお、本作業は、原子力機構の今後の業務の参考とするための資料作成を目的としており、受注者が実際の調達行為又は契約相手方の選定を行うものではない。

F) 報告書の作成

A)～E)において調査・整理した内容及び結果を取りまとめた報告書を作成する。なお、報告書はワードプロセッサ（Microsoft Word）形式、A4サイズを原則とする。

以上